

産業廃棄物の収集運搬及び処分業務委託仕様書

この仕様書は、委託者と収集運搬・処分（以下「収集運搬等」という。）業者（以下「受託者」という。）は、委託者の事業活動によって排出される産業廃棄物の収集運搬等業務に関して、当該業務を履行するために必要な事項を定めるものとする。

1 件名

大東浄化センター脱水汚泥運搬処分業務

2 業務目的

本業務は、大東浄化センターにおいて発生した脱水汚泥を収集運搬し、適切に処分することを目的とする。

3 委託場所

雲南市大東町飯田地内 大東浄化センター

4 委託期間

契約日の翌日 ～ 令和 9 年 3 月 31 日

5 産業廃棄物の種類及び数量

脱水汚泥 予定数量 約 200,000 kg

※₁ 予定数量については、数量を保証するものではないことに注意する事

※₂ 1 週間の搬出予定は 1500 kg~6000 kg/週程度（搬出量は季節等によって変動する。）

6 処分の場所の所在地、方法

契約の際に契約書に明記するものとする。

7 業務内容

(1) 受託者は、上記「5 産業廃棄物の種類及び数量」に記載の産業廃棄物を大東浄化センターから搬出するものとする。この場合の収集運搬時間は、9時から17時までとし、産業廃棄物の多少にかかわらず契約書に示す規定数量を収集運搬し、適切に処分するものとする。運搬にあたっては大東浄化センターの維持管理に支障が生じないよう適切に対応するものとする。受託者は、大東浄化センターからの産業廃棄物の運搬に当たっては、周辺家屋に危険を及ぼさないように特に注意しなければならない。

(2) 産業廃棄物の収集運搬の方法

ア) 収集運搬等に当たっては、飛散流出しないようにすること。

イ) 収集運搬等に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないよう

イ) 収集運搬等に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。

ウ) 収集運搬等のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。

エ) 収集運搬車及び運搬用コンテナは、廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものであること。

オ) 廃棄物を焼却する場合には、環境省令で定める構造を有する焼却設備を用いて、環境大臣が定める方法により焼却すること。

カ) 産業廃棄物の熱分解（物を処分するために、燃焼を伴わずに加熱により分解することをいう。以下同じ。）を行う場合には、環境省令で定める構造を有する熱分解設備（熱分解により廃棄物を処理する設備をいう。以下同じ。）を用いて、環境大臣が定める方法により行うこと。

ク) その他産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項は、この仕様書によるものとする。

8 収集運搬車の表示

運搬車の車体の外側に、環境省令で定めるところにより、産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨その他の事項を見やすいように表示し、かつ、当該運搬車に環境省令で定める書面を備え付けておくものとする。

9 産業廃棄物管理票（マニフェスト）

(1) マニフェストについては携帯するものとする。

(2) 運搬終了時にマニフェスト B2 票を委託者に送付するものとする。

(3) 処分終了時にあっては、マニフェスト D 票を委託者に送付するものとする。

(4) 最終処分終了時にあっては、マニフェスト E 票を委託者に送付するものとする。

(5) マニフェストの記入方法は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）の定めによるほか、この仕様書によるものとする。

10 安全対策

受託者は、業務の実施に当たって次のとおり安全対策を措置するものとする。

(1) 運行開始前の車両各部についての道路運送車両法に基づく点検その他交通関係法令に基づく安全対策を措置するものとする。

(2) 作業は、常に安全第一を心がけ、業務上の事故防止については細心の注意を払い、必要な対策を講じるものとする。

(3) 積み込み、運搬、積み下ろしその他業務の安全が図られるように人員を配置するものとする。

(4) 業務に従事する者に対しては、新規雇用時及び定期的に安全衛生教育を実施しなけれ

ばならない。

(5) 業務の履行に伴って事故が発生した場合には、直ちにその旨を関係機関及び委託者に連絡し、その処理については委託者と協議し、責任をもって一切の手続を行うものとする。

1 1 業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項

(1) 受託者は、業務終了後、業務完了届を委託期間内に委託者へ提出するものとする。

(2) 業務記録写真

ア) 請負者は、業務全般にわたって、工事過程を段階的に撮影、編集して、写真帳として提出しなければならない。

イ) 既存の構造物その他で撤去、取り壊し等をするものの現況を撮影しなければならない。

ウ) 工事施工後、外部から検査の出来ない箇所は、原則として撮影しなければならない。

1 2 契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱いに関する事項

受託者は、契約を解除された場合、解除された後もその産業廃棄物に対する契約上の受託者の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、処分の残っている産業廃棄物の収集運搬等業務を自ら実行するか、又は委託者の承認を得た上で、当該産業廃棄物の収集運搬等の許可を有する他の者に受託者の自己の費用をもって業務を行わせなければならない。

1 3 再委託の禁止

受託者は、委託者から委託された産業廃棄物の収集運搬等を他人に委託してはならない。ただし、委託者の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

1 4 その他

(1) 当該産業廃棄物を収集運搬等するための許可証の写しを提出するものとする。

(2) 委託契約書については契約終了の日から5年間保存するものとする。

(3) 委託者は、受託者の業務履行状況を不適当と認めた場合は、その理由を明示し業務の改善を受託者に求めることができる。

(4) 受託者は、第三者に対して不快を与えないよう細心の注意を払って業務を履行するものとする。

(5) 受託者は、この業務の履行に当たり、委託者又は第三者に損害を及ぼしたときは、委託者の責に起因する事由による場合を除いて、その損害賠償の責を負わなければならない。

(6) 受託者は、業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。

(7) 業務の履行に当たっては、廃棄物処理法、労働安全衛生法、労働基準法その他関係法令を遵守しなければならない。

(8) この仕様書の定めのない事項及び疑義の生じた事項への対応については、委託者と受託者でその都度協議の上、決定するものとする。

仕様書

1. 搬入間口および脱水ケーキ分配シュートに対して適切なクリアランスを設けること。
クリアランスは下図1のコンテナサイズを参考とする。
2. 運搬時の飛散防止のため下図1のとおり開閉機能を有するものとする。

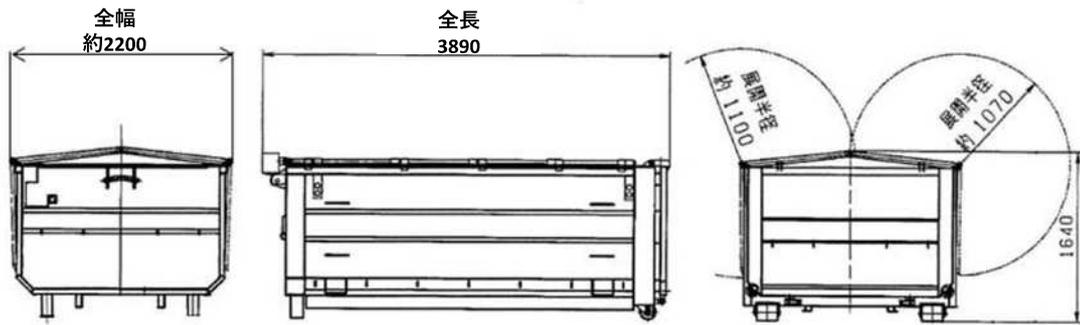
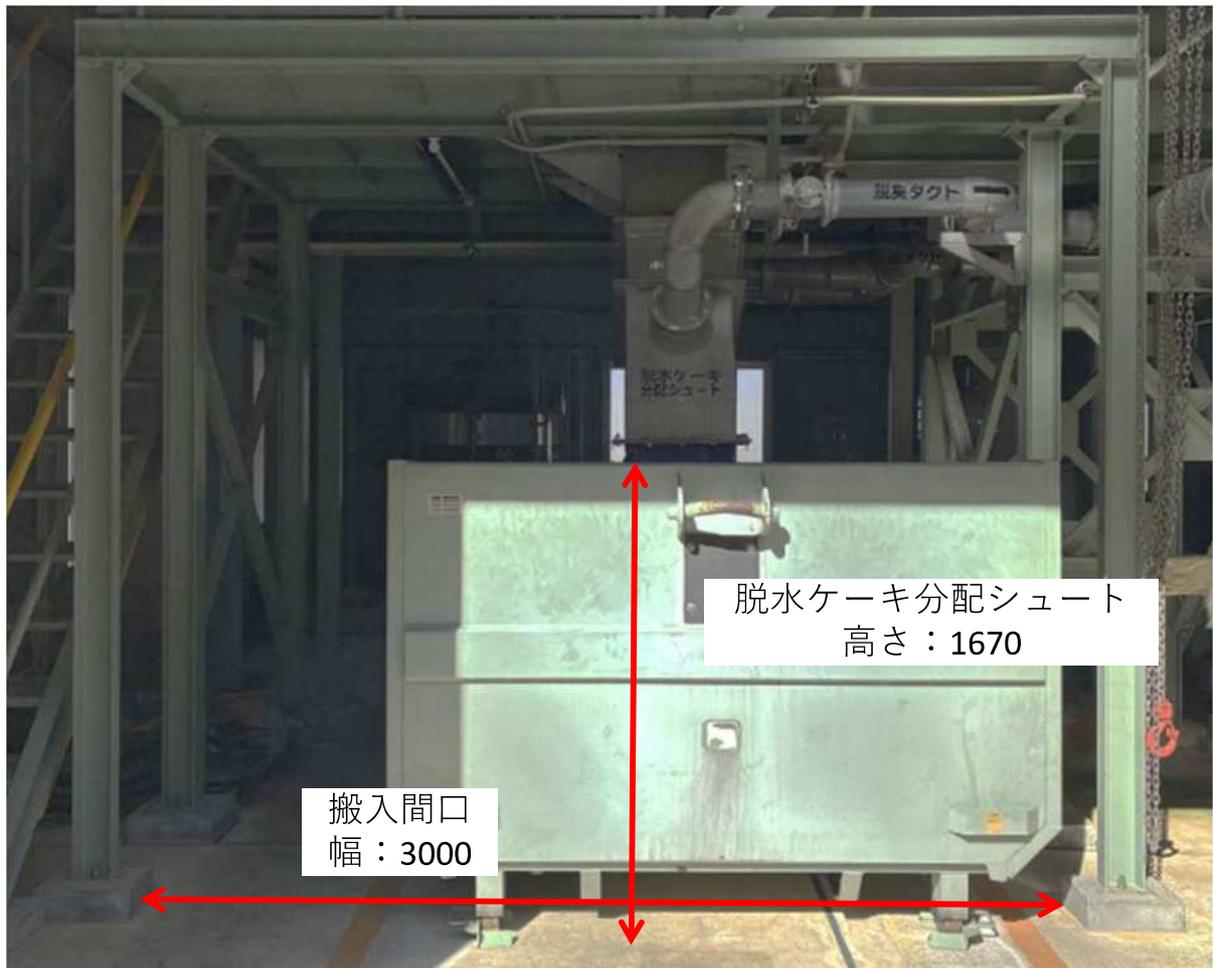


図1 脱水ケーキコンテナ (想定)



位置図

